

# 「AI時代の知的財産権検討会」 論点整理の概要

2024年2月

内閣府 知的財産戦略推進事務局

# 「AI時代の知的財産権検討会」の開催状況

## 【開催趣旨】

- 様々なAIツールが生み出され、普及していく中において、それらの開発・提供・利用を促進し、我が国経済社会の発展につなげていくためにも、生成AIの懸念やリスク等への対応を適切に行う必要がある
- このことを踏まえ、AIと知的財産権等との関係をめぐる課題への対応について、関係省庁における整理等を踏まえつつ、必要な対応方策等を検討するため、「AI時代の知的財産権検討会」を開催

## 基本的視点

- (1) 産業競争力強化の視点
- (2) AI技術の進歩の促進と知的財産権の保護の視点
- (3) 国際的視点

## 主な検討課題

- I. 生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等  
・著作権との関係 等
- II. AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方

## 委員構成

【座長】 渡部俊也・東京大学執行役・副学長  
未来ビジョン研究センター教授

\* AI技術研究者、AI開発・ビジネス事業者、コンテンツ関係従事者、知財法研究者、法曹実務家を含む、計13名で構成

\* オブザーバー：内閣府（CSTI）、文化庁、経産省、特許庁  
法務省、総務省、公正取引委員会、外務省

## スケジュール

### 第1回（2023年10月4日）

- ・開催趣旨・背景
- ・本検討会において検討すべき課題

### 第2回（2023年10月18日）

- ・ヒアリング（JASRAC、日本知的財産協会、AI Picasso）
- ・議論

### 第3回（2023年11月7日）

- ・ヒアリング（日本マイクロソフト、日本新聞協会、特許庁）
- ・議論

### 第4回（2023年12月11日）

- ・ヒアリング（レベルファイブ、文化庁、経産省）
- ・意見募集結果公表
- ・論点整理（議論の振り返り）

### 第5回（2024年1月26日）

- ・議論（残された論点等について検討）

＜今後の予定＞

第6回（2024年3月21日）中間とりまとめ骨子（案）

第7回（2024年4～5月）中間とりまとめ（案）

# 【概要】 AI時代の知的財産権検討会 「論点整理 – これまでの議論の振り返り –」 (2023年12月)

検討課題 I (生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等)

法律と技術と契約の各手段について、限界があることも踏まえ、三位一体で実現していくべきことを確認。

## 1. 著作権／著作権以外の知財との関係 法律

	著作権	著作権以外の知財 (意匠、商標、不正競争防止法)
学習段階	<b>著作権法30条の4</b> * 「非享受目的」に限定 * 著作権者の利益を不当に害することとなる場合	<b>原則として、規制の対象外</b> * ただし、営業秘密・限定提供データの不正取得又は不正取得したものの使用・開示等は、不正競争防止法の規制対象
生成・利用段階 (AI生成物)	<b>著作権侵害の考え方</b> * 類似性 + 依拠性	<b>権利侵害(違法性)の考え方</b> * 類似性 (ただし、商品形態模倣規制は、依拠性必要)

文化審議会著作権分科会にて審議中

### 【検討課題】

- **生成AIと侵害責任主体論** (リスク回避のガバナンス採用と責任軽減の関係性を含む)
- **ID・パスワード等の回避によるクローリング**は、現行法上、どのように評価されるか (アクセスコントロール等の技術的手段の採用と権利制限規定との関係性を含む)
- **収益還元策(契約等)と権利制限規定等との関係**はどのように整理できるか (対象著作物の海賊版と権利制限規定との関係性を含む) 等

### 【検討課題】

- 生成AIについて、具体的にどのような場合に、**肖像権・パブリシティ権の侵害リスク**があるか
- AI技術の進展を踏まえた**意匠**の保護の在り方
- **営業秘密・限定提供データ**の生成AI利用と不正競争防止法の関係

等

# 【概要】AI時代の知的財産権検討会

## 「論点整理 – これまでの議論の振り返り –」 (2023年12月)

### 2. 技術による対応

技術

技術的な解決策の重要性を確認するとともに、各技術手段には限界があることも踏まえながら、検討を進めるべきことについて確認。

#### ■ AIが生成したコンテンツを利用者が識別できる仕組み

- ・ AI生成物であることの表示 (例：電子透かし)
- ・ コンテンツの信頼度を出元によって付与

#### ■ フィルタリング

- ・ 類否判定/AI入出力抑制

#### ■ 自動収集プログラム(クローラ)による収集を拒絶する技術

- ・ 「robots.txt」の記載による収集制限
- ・ ID・パスワード等によるアクセス制限

#### ■ 学習元コンテンツの個別追跡・除外の可能性

- ・ 基本的に再学習が必要 (ただし、オプトアウトの可能性を示す研究あり) 等

### 3. 収益還元の在り方

契約

収益還元の意義や期待感とともに、権利制限規定の有無に関わらず、収益還元のための当事者間の有効な契約の効力は妨げられないことを確認。

#### (例) 学習段階における収益還元策

- ・ 特定の用途に沿った、ファインチューニング済みモデル作成のため、権利者が学習用データセットを整備し、それを有償で提供

### 4. その他個別課題

#### (1) 学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備

- ・ 主な関連規定や必要な技術仕様につき整理

#### (2) ディープフェイクについて知財法からの課題整理

- ・ アイコラ等に関する裁判例を確認 (名誉毀損等)
- ・ 一般に知財権の保護からの規制ではないことを確認

### 5. 社会への発信等の在り方

法律・技術・契約の組み合わせ

←AIガバナンスを通じて方策実現を後押し

残された課題とともに、例えば、**作風や声、労力の保護**といった観点も含めて、**関係法令の適用関係や、採用が推奨される方策の確認**など、**各方策を通じた横断的な見地**からの検討を行う。

検討課題Ⅱ (AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について)

#### 1. AIを利用した発明の取扱い

#### 2. 進歩性等の特許審査実務上の課題

特許庁より、現行法制度上の発明者認定の考え方や現行の審査実務で対応可能ではないか等の見解が示された。本検討会として、引き続き検討を進める。